

個人情報取扱事務の諮問事案書（第10条第2項）

諮問事項	固定資産税・都市計画税の評価額計算における新たな家屋評価システムの稼働に伴う外部サーバとのオンライン接続			
所管課等	資産税課			
事務の名称	固定資産税・都市計画税賦課業務			
事務の目的	固定資産税・都市計画税賦課業務の実施にあたり、平成29年6月1日から稼働予定の新たな家屋評価システムでは、管理負担軽減等の観点から庁舎内にサーバを設置せず、外部データセンターに設置のサーバに庁舎内のクライアントPCを接続して稼働させる方式を採用した。 なお、外部データセンターと市役所本庁舎を繋ぐ回線は、機密性に優れたL2WAN回線を使用する。			
開始予定年月日	平成29年6月1日			
個人の類型	現行システムが導入された平成19年以降に小田原市内に新・増築等を行い、システム内にデータ登録された家屋所有者（約10,000件）及び、新たなシステムが導入される平成29年以降に小田原市内に新・増築等を行い、新たにデータ登録される家屋所有者。			
個人情報の項目名	家屋評価調書記載項目(氏名、住所、所有物件所在地、課税標準額等)			
個人情報を収集する	収集先	—	収集課等	—
個人情報を利用する	保有課等	—	利用課等	—
個人情報を提供する	提供課等	資産税課	提供先	外部データセンター (株式会社SBS情報システム (家屋評価システム開発業者))
本人通知の実施の有無	—			
本人通知を行わない場合はその理由	—			

※ 項目は諮問内容に応じて適宜記入・変更してください。

※ 個人情報の収集:各実施機関外から情報を集めること

個人情報の利用:各実施機関内で個人情報を遣り取りすること

個人情報の提供:各実施機関外に情報を供すること

実施機関:議会、市長、行政委員会等の各意思決定機関